

安管選任事業所における交通事故実態と安全運転管理者を中心とした事故防止対策

はじめに

これは、「人と車」6月号に掲載された標記記事の概要を紹介するものである。著者は警察庁交通局交通企画課 企画調査係の横井貴暢(よこい・たかのぶ)氏である。

「安全運転管理者」は、乗車定員が11名以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上(自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算)を保有する事業所において選任しなければならない。

SDAにおいては、「安全運転管理者」を「安全運転管理責任者」と呼び代え、店長用マニュアル「SAFETY DRIVE」において「安全運転管理者」と同等の任務遂行を求めている。

■ 安全運転管理者数等の推移

平成30年3月末現在の選任事業所・安全運転管理者数は337,632箇所337,632人である。自動車の台数が20台以上の場合は副安全運転管理者を置かなければならないが、平成30年3月末の副安全運転管理者数は70,916人、管理下の運転者数は7,500,293人、管理下の自動車台数は4,682,261台である。

これを平成25年3月末と比較すると、事業所・安全運転管理者数は1.7%増、副安全運転管理者数は11.6%増、管理下運転者数は2.8%増、管理下自動車台数は1.0%増となっている。

■ 安全運転管理者選任事業所の交通事故実態

● 業務中及び通勤中における交通死亡事故の実態

平成20年は424件であったが、平成30年は255件と39.9%減少している。他方、選任対象外事業所においては1,100件から712件と35.3%の減となっており、選任事業所のほうがやや良好である。

● 平成30年中の安全運転管理者選任事業所における交通死亡事故の発生状況

安全運転管理者選任事業所において原付以上の運転者が第一当事者となった交通死亡事故255件の特徴は次のとおりである。

法令違反別

漫然運転が最多で40件(15.7%)、次いで脇見運転36件(14.1%)、歩行者妨害等35件(13.7%)、安全不確認33件(12.9%)等となっている。

事故類型別

人対車両123件(48.2%)、車両相互89件(34.9%)、車両単独43件(16.9%)となっている。

時間帯別

6時～8時:37件(14.5%)、8時～10時:31件(12.2%)、16時～18時:28件(11.0%)。

シートベルトの着用状況

選任事業所において第一・第二当事者となった自動車運転中の死者数は57人で、シートベルト着用者は33人(57.9%)、非着用者は20人(35.1%)、不明が4人(7.0%)であった。

■ 安全運転管理者の役割

安全運転管理者は、事業所内の運転者に対して、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育等を行うこととされており、この交通安全教育は「交通安全教育指針」(国家公安委員会告示第15号 H10.9.22)に従って行わなければならないとされている。さらに、安全運転管理者の具体的な業務として

運転者の適性等の把握

安全運転の確保のため自動車の運行計画の作成

長距離又は夜間運転時の交替要員の配置

異常気象時における安全な運転の確保を図るための措置

点呼等による安全運転の指示

運転日誌の備え付けと記録

その他運転者に対する安全運転指導

を行うこととされており、管理下にある運転者の安全な運転を確保し、事業所にとってもリスクとなる交通事故を最小限に抑えることを求められる立場にある。

安全運転管理者は、使用者に代わって事業所における安全運転の確保を図り、運転者の安全意識の高揚等を図るといった立場と責任を自覚し、安全運転管理に関する知識及び技能の更なる向上を図っていくことが望まれる。

安全運転管理者には、法定講習の受講はもちろんのこと、自動車安全運転センター安全運転中央研修所が行う研修(安全運転管理課程等)や、その他教育施設等における講習等を積極的に受講するなどして、自らの知識・技能の向上に努め、事業所における安全運転管理に自信を持って取り組んでもらいたい。

■ 安全運転管理者を中心とした事故防止対策

一般に、交通事故については、運転者がその責任を負うところが多いが、業務に係る無免許運転などの違反行為については、時として管理者側の責任が追及されることも少なくない。

こうしたことも踏まえ、各事業所では「交通安全教育指針」に従って、運転者個人の適性を踏まえ、たきめ細かな交通安全教育を実施しているところであり、グループによるヒヤリ・ハット体験の共有や、危険予測訓練などの検討会を活発に行い、運転者一人ひとりが身近な問題として捉えることにより、交通事故防止に効果を上げている事業所も見られる。

このほか、事業活動に伴う交通事故の防止を一層推進するため、安全運転サポート車(自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車)、ドライブレコーダー、安全運転サポート車以外の車両にも装着が可能な安全装置を利用することや、業務管理の一環として、睡眠時無呼吸症候群やアルコール依存症の検査など、運転者の健康管理面に配慮した取組を進めることも重要である。

また、平成29年3月に施行された準中型免許導入を踏まえ、貨物自動車を使用する事業所においては、安全運転管理者を中心とした若年運転者対策や貨物自動車の安全対策の取組を一層進めることも期待される。

以上